

(案)

業 務 委 託 契 約 書

- 1 委託業務の名称 富山市上下水道局浜黒崎浄化センター・水橋浄化センター維持管理業務包括委託
- 2 履行場所 富山市上下水道局浜黒崎浄化センター
富山市上下水道局水橋浄化センター
- 3 契約期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで
- 4 業務委託料 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円
(注)「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は業務委託料に110分の10を乗じて得た額である。
- 5 契約保証金 免除

標記の業務について、委託者と受託者は、おののおの対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年2月〇〇日

委託者 住 所 富山市牛島本町二丁目1番20号
氏 名 富山市上下水道事業管理者

受託者 住 所
氏 名

第1章 総則

(総則)

第1条 委託者と受託者は、この契約書に基づき、仕様書及びその他関連書類（以下「仕様書等」という。）に従い、この契約（この契約書及び仕様書等を内容とする請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 この契約に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

(用語の定義)

第2条 本契約における各用語の定義を以下に示す。

- 一 要求水準とは、本契約に従い受託者が満たすべき業務の水準及びその他遵守すべき事項をいう。
- 二 法定基準とは、水質汚濁防止法における排水基準、同法に基づく都道府県条例による上乗せ基準、下水道法に基づく放流水質基準をいう。
- 三 契約基準とは、委託者が設定した基準をいう。

(業務の範囲)

第3条 委託者は、受託者に対し、富山市上下水道局浜黒崎浄化センター・水橋浄化センター維持管理業務包括委託 令和4年【 】月【 】日付募集要項（以下「募集要項」という。）、受託者が募集要項に従って提出した令和4年【 】月【 】日付提案書（以下「提案書」という。）及び本契約に基づき、仕様書に記載された対象施設の維持管理業務を委託し、受託者はこれを受託する。

- 2 受託者の業務範囲は仕様書に記載された業務とする。
- 3 受託者は、本契約等で定められた範囲内において、その裁量により、人員配置、運転方法、使用機材、薬品、消耗品などを決定し本件業務を行うことができる。

(関係法令の遵守)

第4条 受託者は、業務の履行に当たり、下水道法、水質汚濁防止法、労働基準法、労働安全衛生法、職業安定法、労働者災害補償保険法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守しなければならない。

(監督員)

第5条 委託者は、受託者の行う業務について監督又は指示を行う監督員を選任し、その氏名を受託者に通知する。その者を変更したときも、同様とする。

- 2 監督員は、この契約書及び仕様書等に基づき、業務に関する指示、履行状況の確認及び検査等の職務を行う。

(総括責任者)

第6条 受託者は、この契約の履行上の管理を行い、業務を総括するための総括責任者を選任し、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。その者を変更したときも同様とする。

- 2 総括責任者は、仕様書等にて定める職務を行う。

(副総括責任者)

第7条 受託者は、業務を履行するための副総括責任者を選任し、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。その者を変更したときも同様とする。

2 副総括責任者は、仕様書等にて定める職務を行う。

(保険の付保)

第8条 委託者は、浄化センター等施設について下水道賠償責任保険及び建物総合損害共済保険に加入する。

2 受託者はこの契約の履行に関連し、適正な損害賠償保険等の保険に加入するものとする。

3 受託者は前項の規定により加入した保険の保険証券、またはこれに代わるものを委託者に提示しなければならない。契約期間内に保険内容の変更、更新等があった場合も同様とする。

(優先関係)

第9条 本契約書及び提案書の間で齟齬が生じた場合、本契約書を優先する。

(善管注意義務)

第10条 受託者は、業務の実施にあたり、業務の公共性を認識して、常に善良なる管理者の注意をもって誠実かつ効果的に行わなければならない。

第2章 業務準備等

(施設機能の確認)

- 第11条 委託者と受託者は、対象とする富山市上下水道局浜黒崎浄化センター・水橋浄化センターの施設機能について、仕様書第31条に定めるとおり契約開始時に確認する。
- 2 受託者は年度ごとに施設機能報告書を提出し、それをもとに委託者は施設機能の確認を行う。委託者は施設機能の確認により必要があると認められるときは、受託者に改善を要求することができる。

(事業・業務実施計画)

- 第12条 受託者は、仕様書等に定めるところにより業務の実施に係る計画書（以下「事業・業務実施計画書」という。）を作成し、速やかに委託者に提出し、委託者の承諾を得なければならない。計画書を変更したときも同様とする。
- 2 委託者は、前項により提出された事業・業務実施計画書を遅滞無く審査することとし、不相当と認められる場合は、その修正又は変更を求めることが出来る。
- 3 受託者は、委託者の承諾を得た事業・業務実施計画書に基づき業務を実施するものとする。

第3章 要求水準

(要求水準)

第13条 本業務における要求水準は要求水準書に定めるものとする。

(放流水質契約基準または放流水質法定基準を満たさない場合)

第14条 受託者は、流入水を要求水準書に定める放流水質基準に適合させて放流する義務を負うものとする。ただし、受託者の責任が問われない場合はこの限りではない。

- 2 放流水質法定基準が達成されなかったときは、受託者は達成されていないことが判明した時点で直ちに委託者へ報告するとともに、応急処置をとる。
- 3 流入基準が満たされているにもかかわらず、要求水準書に定める放流水質契約基準又は放流水質法定基準が達成されなかったときは、別紙1に規定される対応手順に基づき、委託者は、要求水準の未達の内容を明示した上で、受託者に対して改善計画書の提出を命じることができる。受託者は改善計画書の提出を命じられてから14日以内に改善計画書を委託者に提出しなければならない。受託者は委託者に確認を受けた後、改善計画書に従い本件業務を行うものとする。
- 4 流入基準が満たされているにもかかわらず、放流水質契約基準が達成されなかったときは、委託者は、別紙1及び別紙2に定められた基準にしたがい業務委託費の減額をすることができる。
- 5 流入基準が満たされているにもかかわらず、放流水質法定基準が達成されなかったときは、委託者は、別紙1及び別紙2に定められた基準にしたがい業務委託費の減額、第28条による本契約の解除、第21条による損害賠償の請求及び第29条による違約金の請求等を行うことができる。
- 6 別紙1に示す、委託者と受託者の双方に責を帰すことができない事由により放流水質契約基準又は放流水質法定基準が達成されなかったときは、前2項の規定にかかわらず、委託者は、業務委託費の減額、本契約の解除、損害賠償の請求又は違約金の請求等は行わないものとする。また、委託者と受託者の双方に責を帰すことができない事由により放流水質契約基準又は放流水質法定基準が達成されなかった場合、受託者は、受託者に生じた追加費用（受託者の故意若しくは過失により生じ又は増加した費用を除く。）を委託者に請求することができるものとする。

(流入水が流入基準を満たさない場合)

第15条 流入水が水質に関する流入基準を満たさなかった場合においても、受託者は、放流水質契約基準又は放流水質法定基準を達成することができるよう努めるものとし、委託者から指示がある場合はそれに従うものとする。

- 2 第1項の場合、放流水が放流水質契約基準又は放流水質法定基準を満たしていないとき、受託者は責任を負わない。また、受託者は、委託者に対し、これにより生じた追加費用を別紙2に従い請求することができる。ただし、受託者が本条第1項に違反した場合又は受託者に故意又は過失がある場合はこの限りではない。
- 3 流入水が水量に関する流入基準を満たさなかった場合、受託者は、雨天時においては、仕様書別紙6の試行運転実施要領に従い対応するものとする。
- 4 第3項の場合においては、放流水が放流水質契約基準又は放流水質法定基準を満たさない場合におい

ても、受託者は責任を負わず、これを理由とする業務委託費の減額、本契約の解除、損害賠償の請求及び違約金の請求等は行われたいものとする。ただし、受託者が本条第3項の対応方法に従わなかった場合又は受託者に故意又は過失がある場合はこの限りではない。

(その他の運転に関する条件)

第16条 流入水の処理に伴い発生する汚泥等の処理は、要求水準書に定めるところによる。

- 2 流入基準が満たされているにもかかわらず、受託者が要求水準書に定める汚泥処理の条件を満たしていなかったときは、別紙1の対応手順に基づき、委託者は、要求水準の未達の内容を明示した上で、受託者に対して改善計画書の提出を命じることができる。受託者は改善計画書の提出を命じられてから14日以内に改善計画書を委託者に提出しなければならない。受託者は委託者に確認を受けた後、改善計画書に従い本件業務を行うものとする。
- 3 流入基準が満たされているにもかかわらず、受託者が要求水準書に定める汚泥処理の条件を満たしていなかったときは、委託者は、別紙1及び別紙2に定められた基準にしたがい業務委託費の減額をすることができる。
- 4 別紙1に示す、委託者と受託者の双方に責を帰すことができない事由により、受託者が要求水準書に定める汚泥処理の条件を満たせないときは、前項の規定にかかわらず、委託者は、業務委託費の減額等は行わないものとする。また、委託者と受託者の双方に責を帰すことができない事由により、受託者が要求水準書に定める汚泥処理の条件を満たせないときは、受託者は、受託者に生じた追加費用（受託者の故意若しくは過失により生じ又は増加した費用を除く）を委託者に請求することができるものとする。

(業務報告)

第17条 受託者は、仕様書等に定めるところにより、業務の履行に係る報告書を提出しなければならない。

- 2 委託者は、前項の報告書を受領したときは、仕様書等に定めるところによりその期間の業務実績について検査をしなければならない。
- 3 委託者は、前項の検査の結果、業務の履行が適切に行われていないと認めた場合、受託者に是正を求めることができる。

第4章 委託者の義務

(業務委託料の支払)

第18条 受託者は、月間の業務の完了につき第17条第2項の検査に合格したときは、1ヶ月分の業務委託料を請求することができる。

- 2 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。なお、この契約締結後、消費税法及び地方税法の改正等によって消費税及び地方消費税の額に変動が生じた場合は、業務委託料に相当額を加減して支払う。
- 3 月間の業務委託料については、各月均等払いとし、当該年度の支払額に端数を生じたときの調整は当該年度の3月分委託料支払時に行うこととする。
- 4 委託者は、自己の責に帰すべき事由により業務委託料の支払いを遅延した場合、受託者に対し、第2項の期間満了の日の翌日から支払いの日までの日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項に規定する率で計算した額の遅延利息を加算して支払う。

(著しく賃金又は物価が変動した場合等の契約変更)

第19条 委託者又は受託者は、委託期間内で契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務委託費が不適当となったと認めたときは、相手方に対して業務委託費の変更を請求することができる。

- 2 大雨時等の緊急対応や災害時対応を受託者が行った場合に、委託者と受託者で協議を行い、委託者が精算することが適当と認めた場合には、受託者は、業務委託費の増額を請求することができる。
- 3 予期することのできない特別の事情により、契約期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務委託費が著しく不適当となったときは、委託者又は受託者は、前各項の規定にかかわらず、業務委託費の変更を請求することができる。
- 4 委託者又は受託者は、第1項から第3項までの規定に基づく請求があった時は別紙2及び別紙3に従い、委託費の見直しを行うものとする。
- 5 業務委託費は、請求のあった日を基準とし、変動前と変動後の物価指数等に基づき委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合は委託者が定め、受託者に通知する。
- 6 第1項の規定による請求は、本条の規定により業務委託費の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「契約締結の日」とあるのは「直前の本条に基づく業務委託費変更の基準とした日」とするものとする。
- 7 前項の場合において、業務委託費の変更額については委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合は委託者が定め、受託者に通知する。
- 8 第5項及び前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者が第1項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から14日以内に協議開始の日を通知しない場合は、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

(債務負担行為にかかる契約の特則)

第20条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は次のとおりとする。

令和5年度 円

令和6年度 円

令和7年度 円

2 委託者は、予算上の都合その他の必要があるときは、前項の支払限度額を変更することができる。

第5章 損害賠償

(賠償責任)

第21条 受託者は、業務履行による損害が生じた場合、速やかに監督員に報告しなければならない。

2 性能未達に伴い発生した損害及び業務に関し発生した損害の賠償は、原則として受託者が負担する。

ただし、性能未達の原因が受託者の運転管理によるものではないと判断された場合、及び業務の実施に係る計画書に従って業務を実施している場合で、性能未達の原因が委託者の修正した事項にあると判断された場合は、委託者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第22条 性能未達及び業務により第三者に損害を及ぼした場合は、原則として受託者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、業務上通常避けがたい事由により第三者に損害を及ぼした場合は、委託者がその損害を負担しなければならない。

(第三者との問題の処理解決)

第23条 受託者は、この契約の履行に関して履行場所の周辺住民、その他第三者との間で問題が生じ、またはそのおそれがある事態が生じたときは、直ちに委託者に報告するものとする。

2 委託者及び受託者は、前項の問題またはそのおそれがある事態が生じたときには、次の各号のとおり対応するものとし、詳細は別途委託者と受託者が協議する。

(1) 当該問題またはそのおそれがある事態が、この契約の履行により通常避けがたい事由による場合には、委託者がこれを処理解決するものとする。

(2) 当該問題またはそのおそれがある事態が、受託者が善良なる管理者の注意義務を怠ったことによる場合には、受託者がこれを処理解決するものとする。

3 委託者及び受託者は、当該問題またはそのおそれがある事態の処理解決にあたり、互いに協力するものとする。

(天災等による損害)

第24条 天災等の委託者と受託者双方の責めに帰することができない事由により、処理場設備に重大な損害が生じたときは、受託者は、その事実の発生後直ちにその状況を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の通知を受けたときは、直ちに調査を行い、損害の状況を確認し、受託者と協議のうえ処理解決に当たるものとする。

(受託者の損害賠償の限度)

第25条 この契約の履行に関連し受託者が負担すべき損害は、現実に発生した直接の損害によるものとする。ただし、当該損害は法律上相当の範囲と立証されたものを限度とする。

2 受託者は、次の各号のいずれかの事由により生じた損害については責任を負わないものとする。

- (1) 台風、集中豪雨、地震、津波、豪雪、落雷、突風、竜巻、火山の噴火、その他の天変地異
- (2) 法令あるいは条例の改廃、若しくは監督官庁・自治体の命令または指示・指導・通達等
- (3) 戦争、紛争、同盟罷業、第三者の行為、その他委託者と受託者いずれの責にも帰し得ない事由
- (4) 経済状況の急激な変動による資材、薬剤が入手困難な場合における経費の増加
- (5) 受託者が善良なる管理者の注意義務を果たしているにもかかわらず、避けがたい事由が発生した場合
- (6) 要求水準書に規定されていない水質や水量の流入があった場合

(責任範囲)

第26条 受託者及び委託者の責任範囲については仕様書別紙2「リスク分担表」に従うものとする。

第6章 契約終了

(契約履行の終了)

第27条 委託者及び受託者は、契約期間最終年度末に、仕様書第33条に規定する施設機能の確認、および仕様書第25条第8項に規定する契約業務完了報告書の提出、ならびに仕様書第40条に規定する履行検査の合格をもって、契約上の全ての義務を終了するものとする。ただし、第39条に規定する秘密の保持についてはこの限りではない。

(委託者の解除権)

第28条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受託者の責めに帰すべき事由により履行期間の始期を過ぎてもこの契約を履行しないとき、又は履行の見込みが明らかでないときと認められるとき。
- (2) 受託者又は受託者の役員若しくは受託者の使用人が刑法（明治40年法律第45号）第198条による刑が確定したとき又はこの契約の締結若しくは履行につき不正な行為があったとき。
- (3) 第31条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (4) この契約の履行にあたり、法令の規定等による必要な許可又は認可等を失ったとき。
- (5) 関係法令、規定等に違反したとき。
- (6) 受託者の提供するサービスが、契約書等に定める水準を大幅に下回る場合、受託者の責に帰すべき事由による債務不履行またはその懸念が生じた場合で、委託者が受託者に対し改善勧告を行い、一定期間内における改善策の提示及び実施を求めたにもかかわらず、受託者が当該期間内に改善できなかったとき。
- (7) 受託者が、会社更生法の適用申請を行うなど財務状況の悪化に伴い、事業の継続が困難であると合理的と考えられるとき。
- (8) 前各号のほか、受託者がこの契約に違反し、この契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (9) 受託者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知り

ながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受託者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第29条 委託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、業務委託料の100分の10に相当する額以上を違約金として徴収する。

(1) 前条の規定によりこの契約を解除したとき。

(2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となったとき。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、既済部分がこの契約の目的の一部を達せられると委託者が認めるときは、未済部分に対する金額とすることができる。

（契約の解除）

第30条 委託者は、履行期間が満了するまでの間は、前2条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 委託者は、前項の規定によりこの契約を解除したことによって受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、委託者と受託者とが協議の上、定める。

3 委託者・受託者双方の責めに帰すことができない事由により事業の継続が困難になった場合、事業継続の可否及び精算方法等、詳細については別途協議を行うものとする。

（受託者の解除権）

第31条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第35条に規定する契約の変更により、業務委託料が3分の2以上減少したとき。

(2) 委託者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能になったとき。

(3) 委託者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難になったとき。

2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を委託者に請求することができる。この場合における賠償額は、委託者と受託者が協議の上、定める。

（解除に伴う措置）

第32条 委託者は、第28条から前条の規定によりこの契約が解除された場合においては、契約の履行

の完了部分を検査の上、当該検査に合格した部分に相応する業務委託料を受託者に支払わなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、受託者の負担とする。

- 2 受託者は、この契約が解除になった場合において、履行場所に受託者が所有し、又は管理する材料、機械器具その他の物件があるときは、受託者は、当該物件を撤去するとともに、当該履行場所を修復し、取片付けて、委託者に明け渡さなければならない。
- 3 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所の修復若しくは取片付けを行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物件を処分し、履行場所の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、受託者は、委託者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し立てることができず、また、委託者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 4 契約が解除された場合、委託者が新規の維持管理体制を構築し引き継ぐまでの間（約6ヶ月間）受託者は責任を持って維持管理を継続しなければならない。それに係る費用、違約金、損害賠償等の詳細については別途協議し覚書を取り交わすものとする。

（遅延利息の徴収）

第33条 受託者がこの契約に基づく損害金、賠償金又は違約金（以下（損害金等）という。）を委託者が指定する期限までに支払わないときは、委託者は、損害金等の額に当該期限を経過した日から支払いの日までの日数に応じ支払遅延防止法第8条第1項に規定する率で計算した額を遅延利息として徴収する。

（損害金等の徴収方法）

第34条 委託者の支払うべき業務委託料が損害金等（前条に規定する遅延利息を徴収する場合は、その額を加算したもの。以下この条において同じ。）の額以上である場合は、損害金等の額を相殺して支払うものとし、受託者の支払うべき損害金等の額が業務委託料を超える場合は、業務委託料を損害金等に充当し、なお不足する額を追徴する。

第7章 その他

(契約の変更)

第35条 委託者は、受託者がこの契約の履行を完了するまでは仕様書等を変更することができる。

2 前項の場合において、業務委託料、履行期間その他この契約に定める条件を変更する必要があるときは、委託者と受託者が協議の上、定める。

3 委託者は、第1項に定めるもののほか、履行期間、履行場所その他この契約に定める条件を、受託者と協議の上、変更することができる。

4 委託者は、前2項の規定によりこの契約を変更したことによって受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、委託者と受託者が協議の上、定める。

(費用の負担)

第36条 受託者は、この契約の履行に関する費用のうち、仕様書等において受託者の負担と定められたものを負担する。

2 受託者は、委託者が費用を負担する業務についても、経済的かつ効率的に履行しなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第37条 受託者は、この契約によって生じた権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、若しくは担保に供することができない。ただし、あらかじめ書面により委託者の承諾を得た場合並びに信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合は、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第38条 受託者は、業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめその委託内容を明らかにした書面によりその一部について委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(秘密の保持)

第39条 受託者は、この契約により知り得た委託者の業務上の機密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。受託者がこの契約の履行を完了した（第28条から第31条までの規定により、委託者又は受託者が、この契約を解除した場合を含む。）後も同様とする。

(専属的合意管轄)

第40条 委託者及び受託者は、この契約に関連する一切の当事者間の紛争については、頭書の履行場所を管轄する地方裁判所を、第一審の専属管轄裁判所とすることに合意する。

(補則)

第41条 この契約に定めのない事項については、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）の定めるところによるほか、必要に応じて委託者と受託者が協議の上、定める。

別紙 1 要求水準を満足しない場合の対応

1. 放流水質

処理水の水質が、受託者の自主採水で判明した場合や計量証明で判明した場合等、要求水準書に示す放流水質基準を満足できない場合、以下のような手続きをとる。

第1段階：未達の確認、報告

- ・ 受託者は、水質分析により放流水質が放流水質契約基準、放流水質法定基準を満たしていないことを把握したら、直ちに委託者に報告する。また、放流水質法定基準を満たしていない場合は、受託者が応急措置を行う。

第2段階：改善期間、改善計画書の提出

- ・ 流入水が流入基準を満たしているにもかかわらず、要求水準書に示す放流水質契約基準又は放流水質法定基準が達成されなかったときは、受託者は、原則として主体的に要求水準未達の原因究明を行い、改善措置を行う。また、受託者は改善計画書を作成し委託者に提出する。
- ・ 流入水が流入基準を満たさなかった場合においても、受託者は、放流水質契約基準又は放流水質法定基準を達成することができるよう努めるものとし、委託者から指示がある場合はそれに従うものとする。
- ・ 原因究明、改善計画書の作成及び実施にかかる費用は、受託者が負担する。ただし、委託者に責を帰す場合、委託者と受託者の双方に責を帰すことができない事由により要求水準が満たせない場合には、受託者は上記に係る費用を委託者に請求することができる。
- ・ 受託者は、自らの負担で行う環境計測において、改善措置の効果を確認し、放流水質契約基準を満足できるようになるまで、改善状況を委託者に報告する。

第3段階：業務委託費の減額

- ・ 流入水が原因である場合、委託者に責を帰す場合、及び委託者と受託者の双方に責を帰すことができない事由により要求水準が満たせない場合による場合を除き、別紙2のとおり業務委託費を減額する。

第4段階：契約解除、違約金

- ・ 流入水が原因である場合及び委託者と受託者の双方に責を帰すことができない事由により要求水準が満たせない場合による場合を除き、放流水質契約基準を満足できない状態が14日以上継続する場合、又は改善計画書が期限内に提出されない場合や改善計画書通りに業務を行わない場合、委託者は契約を解除することができる。この場合、受託者は、第29条に基づき、定められた違約金を支払う。

2. 汚泥処理

脱水ケーキ含水率が、要求水準書に示す契約基準を満足できない場合、以下のような手続きをとる。

第1段階：未達の確認、報告

- ・ 受託者は、汚泥含水率分析により契約基準を満たしていないことを把握したら、直ちに委託者に報告する。

第2段階：改善期間、改善計画書の提出

- ・ 契約基準未達の場合には、受託者は、原則として主体的に契約基準未達の原因究明を行い、改善措置を行う。また、受託者は改善計画書を作成し委託者に提出する。
- ・ 原因究明、改善計画書の作成及び実施にかかる費用は、受託者が負担する。ただし、委託者と受託者の双方に責を帰すことができない事由により契約基準が満たせない場合には、受託者は上記に係る費用を委託者に請求することができる。
- ・ 受託者は、自らの負担で行う分析において、改善措置の効果を確認し、契約基準を満足できるようになるまで、改善状況を委託者に報告する。

第3段階：業務委託費の減額

- ・ 委託者と受託者の双方に責を帰すことができない事由により契約基準が満たせない場合による場合を除き、別紙2のとおり業務委託費を減額する。

第4段階：契約解除、違約金

- ・ 委託者と受託者の双方に責を帰すことができない事由により契約基準が満たせない場合による場合を除き、契約基準を満足できない状態が14日以上継続する場合、又は改善計画書が期限内に提出されない場合や改善計画書通りに業務を行わない場合、委託者は契約を解除することができる。
この場合、受託者は、第30条に基づき、定められた違約金を支払う。

別紙2 業務委託費等の計算方法

(1) 業務委託費の考え方

委託者が受託者に支払う業務委託費は、以下の算式によって算定される。

$$(\text{業務委託費}) = (\text{固定費}) + (\text{変動費}) + (\text{その他(修繕費)})$$

$$(\text{変動費}) = (\text{変動費原単位}) \times (\text{処理水量(実績値)})$$

ここで固定費とは、対象施設における流入水量（実績値）の増減にかかわらず変動しない費用をいい、変動費とは、対象施設における流入水量（実績値）の増減に応じて比例的に増減する費用をいう。

業務期間中の固定費の合計額と変動費原単位の内訳は、次表に示すとおりとする。

固定費と変動費単価の内訳

項 目	浜黒崎浄化センター			水橋浄化センター		
	固定費 (千円)	変動費		固定費 (千円)	変動費	
		(千円)	原単位 (千円/処理量)		(千円)	原単位 (千円/処理量)
人件費		—	—		—	—
点検委託費		—	—		—	—
薬品費	—			—		
燃料費	—			—		
電気基本料金		—	—		—	—
電気従量料金	—			—		
水道基本料金		—	—		—	—
水道従量料金	—			—		
消耗品費		—	—		—	—
環境整備費		—	—		—	—
保険料		—	—		—	—
修繕費	—	—	—	—	—	—
：						
その他諸経費		—	—		—	—
一般管理費		—	—		—	—

(2) 流入水が要求水準書に示す流入基準を満たしている場合（基準外であるが委託者と受託者で対応可能と合意した場合を含む）

- ① 放流水質が要求水準書に示す契約基準を満たしている場合、固定費＋変動費の全額を支払う。
- ② 放流水質が要求水準書に示す契約基準と法定基準の間にあり、かつ脱水汚泥含水率が要求水準書に示す基準を満たしている場合、固定費を減額する。
- ③ 放流水が要求水準書に示す法定基準を満たしていない場合、又は脱水汚泥含水率が要求水準書に示す基準を満たしていない場合、固定費を減額する。

減額幅は、以下に従って算出する。

1) 放流水質に関する減額の算定方法

- ・ 法定基準未達の場合、契約金額（固定費）の全額に対して、法定基準に対する未達の日数を業務委託期間契約日数で除した比率により減額する。
- ・ 契約基準未達の場合、契約金額（固定費）の 50% の金額に対して、契約基準に対する未達の日数を業務委託期間契約日数で除した比率により減額する。

法定基準未達の場合の減額

$$= \text{契約金額の固定費} \times \text{法定基準未達日数} / \text{業務委託期間契約日数} \times 1.0$$

契約基準未達の場合の減額

$$= \text{契約金額の固定費} \times \text{契約基準未達日数} / \text{業務委託期間契約日数} \times 0.5$$

2) 脱水汚泥含水率に関する減額の算定方法

- ・ 契約基準未達の場合、脱水汚泥の運搬・処分にかかる追加費用の全額を減額する。すなわち、契約基準に対する未達日数分の脱水汚泥運搬・処分費に対して、汚泥試験計測値と契約基準値の含水率の差分を乗じた額（増加した水分に相当する運搬・処分費）を減額する。なお、脱水汚泥処分単価を毎年度初めに設定する。
- ・ 法定基準未達の場合も同様とする（脱水汚泥埋立の場合）。

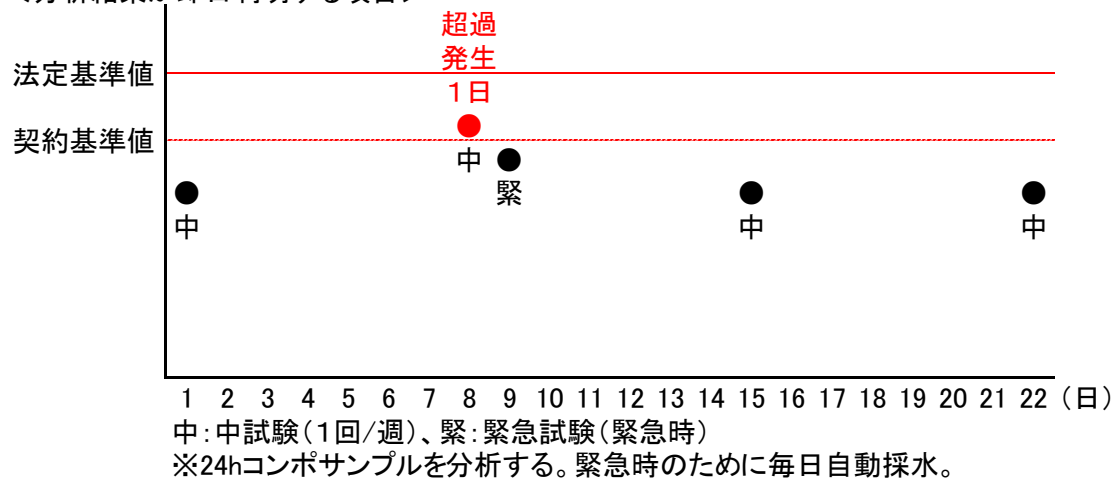
契約基準未達の場合の減額

$$= \text{脱水汚泥運搬・処分単価（円/t-wet）} \times \text{契約基準値超過日数分の汚泥量（t-wet）} \\ \times (\text{汚泥試験計測値（\%）} - \text{法定基準値（\%）}) / 100$$

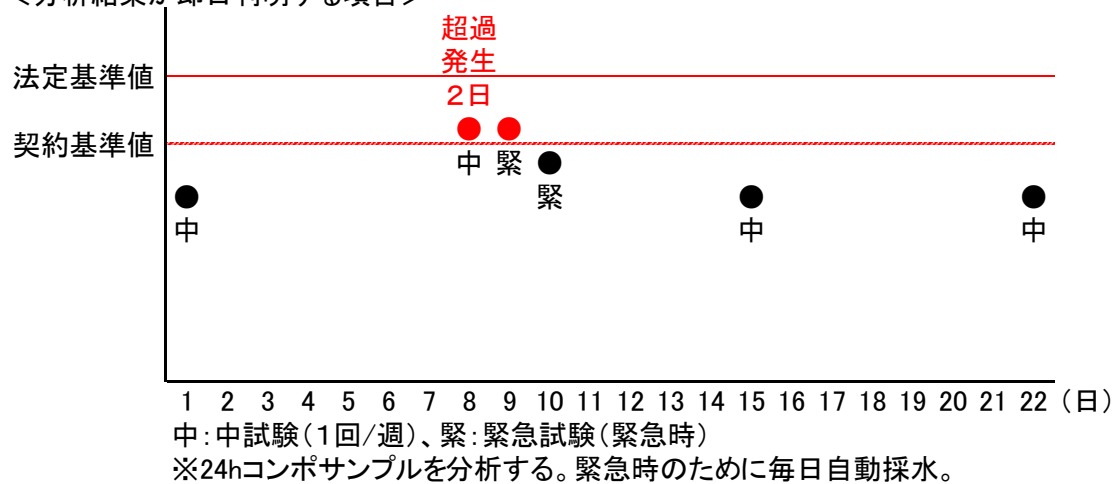
※ 汚泥脱水機種別に要求水準が異なるので、機種別に脱水汚泥運搬・処分費用（円/年）を按分する。

※ 法定基準超過日数の考え方は、放流水質に関する超過日数の考え方と同様である。

<分析結果が即日判明する項目>

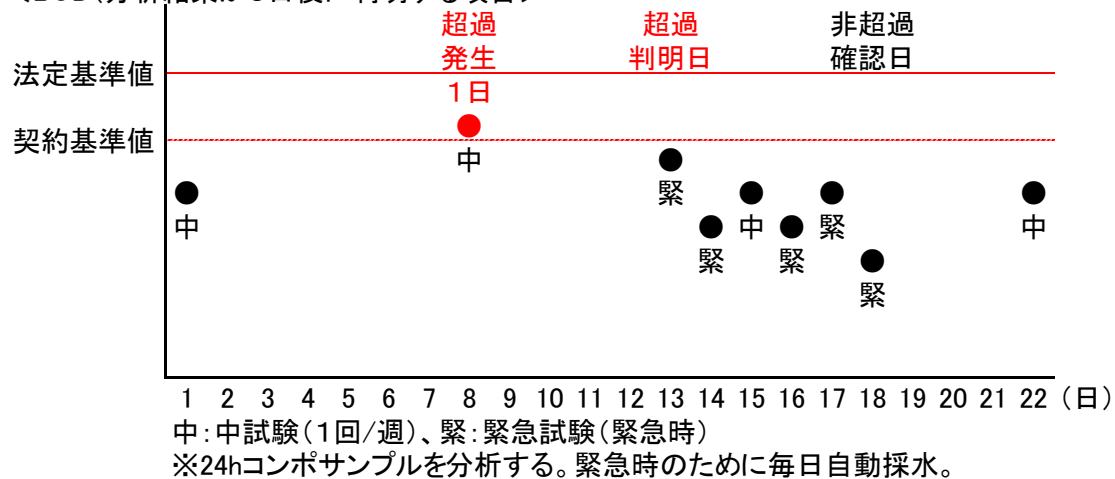


<分析結果が即日判明する項目>

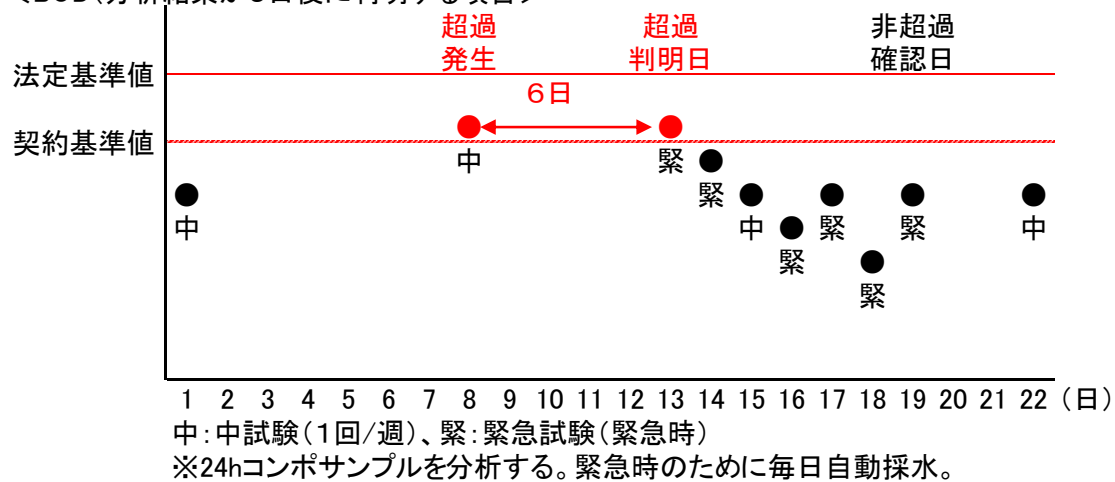


基準値超過日数の算定の考え方(分析結果が即日判明する場合)

<BOD(分析結果が5日後に判明する項目)>



<BOD(分析結果が5日後に判明する項目)>



基準値超過日数の算定の考え方(分析結果が5日後に判明する場合)

(3) 流入水量が要求水準書に示す流入基準を超えているが、特別な処理等で対応できる場合

- ① 流入水量が基準を超えている場合でも、委託者が受託者に支払う業務委託費は、以下の算式によって算定される。

$$(\text{業務委託費}) = (\text{固定費}) + (\text{変動費原単位}) \times (\text{処理水量})$$

- ② 要求水準書に示す契約基準を満たさない場合でも、業務委託費の減額は行わない。この時、放流水が要求水準書に示す法定基準又は汚泥処理基準を満たしていないことによる法令上の罰金等や第三者からの損害賠償は委託者が負担するものとする。

(4) (3)以外に流入水質が要求水準書に示す流入基準を超えた場合

- ① 放流水質が要求水準書に示す法定基準を満たし、かつ脱水汚泥含水率の契約基準も満たしている場合、委託者が受託者に支払う業務委託費は、以下の算式によって算定される。

$$(\text{業務委託費}) = (\text{固定費}) + (\text{変動費原単位}) \times (\text{処理水量}) + (\text{追加費用})$$

ここで追加費用とは、流入基準を満たさない流入水进行处理して放流水質法定基準を満たすために要する費用をいう。受託者は、追加費用について、委託者にあらかじめ内容及び内訳を提出し、承認を得ることとする。

- ② 放流水が要求水準書に示す法定基準又は汚泥処理基準のいずれかを満たしていない場合でも、業務委託費の減額は行わない。この時、放流水が要求水準書に示す法定基準又は汚泥処理基準に示す基準を満たしていないことによる法令上の罰金等や第三者からの損害賠償は委託者が負担するものとする。

(5) (1)～(4)以外で、事業・業務実施計画書に記載された業務が履行されていない場合

要求水準書に示す保全管理等要求水準に示された業務が履行されていない場合、固定費を減額する。減額幅は、以下にしたがって算出する。

$$\begin{aligned} \text{減額料} &= \text{「固定費」} \times \text{「業務実施計画不履行日数」} \\ &\quad \div \text{「基準日数」(土日休祭日を除いた日数)} \times 0.5 \end{aligned}$$

業務実施計画不履行日数とは、契約書に定める改善期間終了日の翌日から是正されたことを発注者が確認した日までの日数をいう。委託料の減額は、実施計画不履行が是正されたことを発注者が確認し、委託料の変更協議が整った月の委託料で行う。

別紙3 業務委託費の見直し

1. 流入水の変動による業務委託費の見直し

流入水量の変動による見直しは、毎事業年度における変動費を、毎事業年度の流入水量の実績値に応じて行う。当該年度の流入水量が要求水準書に記載した浄化センターの年度ごと想定水量の+2.5%もしくは-2.5%を超えた場合、年度ごと、浄化センターごとに委託者、受託者双方協議の上、費用の精算を行うものとする。

費用の精算基準については、想定流入水量の±2.5%をゼロ査定とし、これを超えた部分が精算対象となる。

費用の精算は、各年度末に行う。

2. スライド条項やインフレ条項による業務委託費の見直し

(1) 業務委託費内訳書に示される業務委託費の各構成項目については、毎年度、変動要素を勘案した見直しを行うものとする。

(2) 変動要素の見直しの基本的な考え方

変動要素の見直しに関して以下のルールを適用する。

- ① 変動要素の見直しは、翌事業年度の業務委託費を設定する時期に行う。
 - ② 変動要素の見直しは、固定費及び変動費原単位のそれぞれごとに±[1.5]%の許容範囲を置く。
許容範囲については、初回は初期値に対して、以降は固定費及び変動費原単位のそれぞれの直近の見直し後の数値に対して測ることとする。
 - ③ 変動要素の見直し時点から、実際の業務委託費が支払われる時期までに大幅に乖離が生じた場合、委託者と受託者は協議により変動要素の見直しをすることができるものとする。
- (3) 業務委託費の見直しは、以下に定める以外の項目については、原則として消費者物価指数を基に行うものとし、前年度の消費者物価指数を基に、上記の各項目等について補正を行い、当該年度の業務委託費（固定費及び変動費）を算出する。

① 人件費

毎月勤労統計調査の年平均賃金指数（確報値）の年変動率を適用する。

② 電気基本料金

北陸電力の対象施設の運転管理業務等に適用される電気基本料金の年変動率を適用する。

③ 電気従量料金

北陸電力の対象施設の運転管理業務等に適用される電気料金の従量部分の年変動率を適用する。

④ 水道基本料金

富山市の対象施設の運転管理業務等に適用される水道基本料金の年変動率を適用する。

⑤ 水道従量料金

富山市の対象施設の運転管理業務等に適用される水道料金の従量部分の年変動率を適用する。

⑥ 維持管理費のうち法定点検費用、定期点検費用

毎月勤労統計調査の年平均賃金指数（確報値）の年変動率を適用する。

⑦ 保険料

保険更新ごとに受託者は保険会社から同一保険の見積照会を行い、（保険見積金額）÷（前回適用され

た見積金額)に基づき保険料の修正率とする。

3. 緊急時、災害時対応に対する精算

大雨時の異常流入時で溢水等が発生した場合や、災害時に受託者が緊急対応を行った場合、委託者と受託者で協議を行い、委託者側が負担することが適当と認めた場合に精算する。